

## 2. 「委員会規則」の一部改正新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(諮問事項)</p> <p><b>第3条</b> 自主規制委員会、業務委員会及び規律委員会は、次に掲げる事項のうち重要なものについて、会長の諮問に応じ又は会長に意見を述べることができる。</p> <p>(1) 自主規制委員会</p> <p>① 金融先物取引業(定款第2条の2第5号に規定する金融先物取引業をいう。以下同じ。)に係る自主規制ルールに関する事項</p> <p>② 金融先物取引業の業務に対する投資者からの苦情の処理に関する事項</p> <p>(2) 業務委員会</p> <p>① 金融先物取引業に関する調査、研究等の事項</p> <p>② 金融先物取引業に関する広報宣伝、役職員の研修等の事項</p> <p>③ その他本協会の運営に関し自主規制委員会及び規律委員会の担当に属さない事項</p> <p>(3) 規律委員会</p> <p>① 定款第19条に基づく会員の処分に関する事項</p> <p>② 外務員の処分に関する事項</p> <p>③ <u>内部管理責任者の処分に関する事項</u></p> <p>以下略</p>	<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(諮問事項)</p> <p><b>第3条</b> 自主規制委員会、業務委員会及び規律委員会は、次に掲げる事項のうち重要なものについて、会長の諮問に応じ又は会長に意見を述べることができる。</p> <p>(1) 自主規制委員会</p> <p>① 金融先物取引業(定款第2条の2第5号に規定する金融先物取引業をいう。以下同じ。)に係る自主規制ルールに関する事項</p> <p>② 金融先物取引業の業務に対する投資者からの苦情の処理に関する事項</p> <p>(2) 業務委員会</p> <p>① 金融先物取引業に関する調査、研究等の事項</p> <p>② 金融先物取引業に関する広報宣伝、役職員の研修等の事項</p> <p>③ その他本協会の運営に関し自主規制委員会及び規律委員会の担当に属さない事項</p> <p>(3) 規律委員会</p> <p>① 定款第19条に基づく会員の処分に関する事項</p> <p>② 外務員の処分に関する事項</p> <p>(新 設)</p> <p>以下略</p>